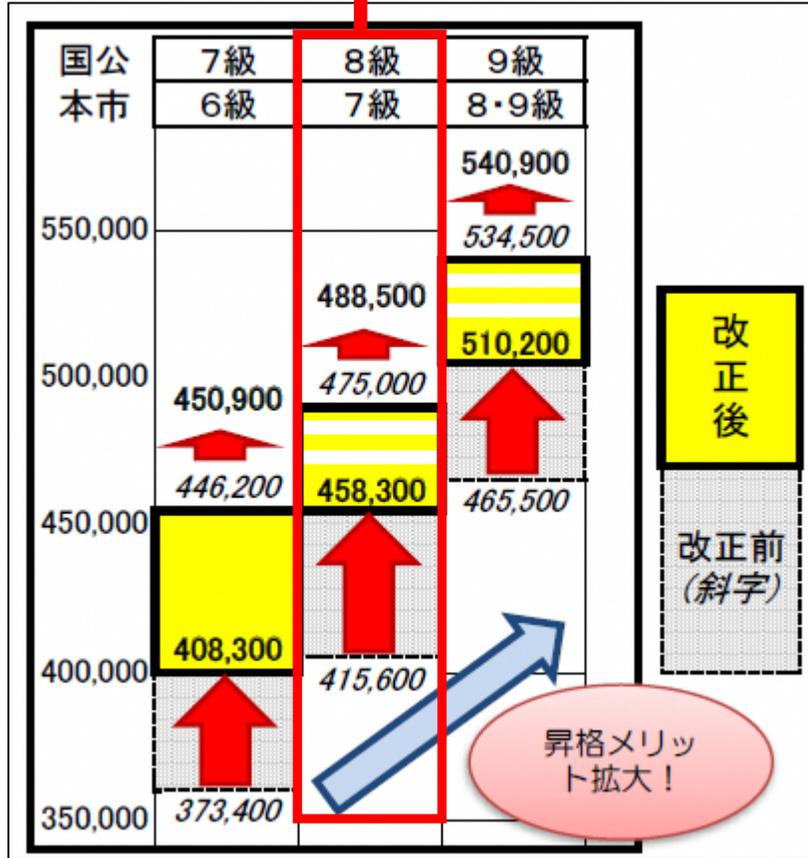


# ① 国公7級～9級の俸給表の見直しへの対応

## 国における見直し内容(令和7年4月1日実施)

【改定イメージ】



- ・ 初号俸の月額を大きく引上げ
- ・ 号俸の大きくり化で間差が拡大(国公7級を除く)

## 【抜粋】国公8級の詳細

(~R7.3.31)【45号俸】

号俸	俸給月額
1-22	415,600円~
23	458,300円
24-26	459,800円~
27	463,800円
28-32	465,000円~
33	468,800円
	}
45	475,000円

平均間差は1,350円

↓  
55歳未満の標準昇給数(3号俸分)での昇給額は4,050円

(R7.4.1~)【9号俸】

号俸	俸給月額	間差
	号俸を廃止	
1	458,300円	
	号俸を廃止	5,500円
2	463,800円	
	号俸を廃止	5,000円
3	468,800円	
	}	
5	477,500円	
	}	
9	488,500円	

本市で国と同様の見直しを実施した場合の初年度の影響額(年額)

- ・ 国公7級(本市6級)・・・約160万円
- ・ 国公8級(本市7級)・・・約550万円
- ・ 国公9級(本市8・9級)・・・約1,100万円

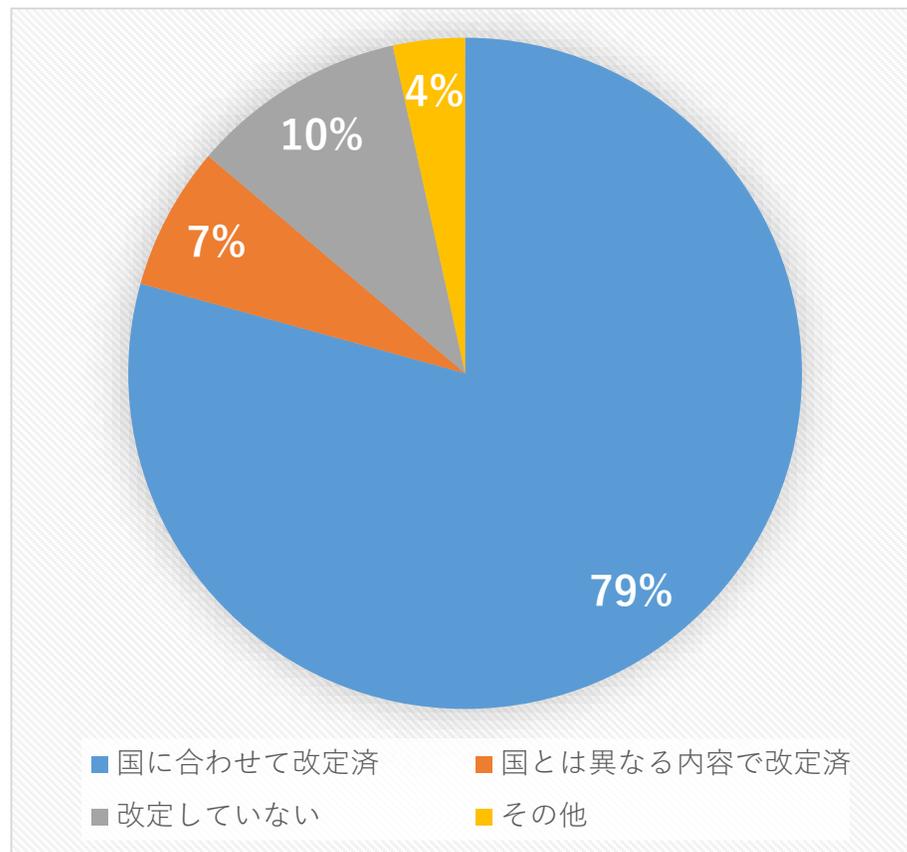
# ① 国公7級～9級の俸給表の見直しへの対応

## 他団体の令和7年4月1日時点の実施状況

(単位:団体数)

区分	国と同様の 内容で 改定済	国とは異なる 内容で 改定済	改定 していない 【本市】	その他
中核市(全国)	46	4	6	2
中核市割合	79%	7%	10%	4%
府内中核市	6	0	1	0
府内中核市割合	86%	0%	14%	0%
北河内	5	0	2	0
北河内割合	71%	0%	21%	0%

【中核市(全国)の状況】



※ 現時点で回答のあった団体により集計。表には本市を含む。

# ① 国公7級～9級の俸給表の見直しへの対応

【参考】現行の管理職手当(令和7年4月1日時点)

級	職務	人数	金額
5	副主幹	8人	45,000円
	課長代理	203人	50,000円
6	主幹	6人	56,000円
	課長	106人	69,000円
	副参事	6人	70,000円
	室長	0人	73,000円
7	次長	30人	78,000円
	参事、選管・農委の事務局長	3人	80,000円
8	部長、会計管理者、議会・監査の事務局長	19人	96,000円
9	理事、副教育長	1人	114,000円

平成31年度に見直しを実施した現行の手当額は、現在においても全国の中核市の平均的な水準となっている。